

# 中川流域下水道管内で発生した道路陥没事故について

## 1. 事故概要

### (1) 発生日時

令和7年1月28日（火）午前10時頃

### (2) 発生場所

県道松戸草加線中央一丁目交差点内（八潮市中央一丁目地内）

### (3) 現場状況

中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没が発生

## 2. 流域下水道の使用制限

1月28日 : 午前11時18分 流域下水道の使用制限について、  
埼玉県中川流域下水道事務所から各流域関連市町へ通知

## 3. 埼玉県の対応

1月29日 : ・使用制限の該当地域にお風呂や洗濯などの排水を控える呼びかけ  
・春日部中継ポンプ場から事故の影響がない、流域下水道中川幹線へバキューム車による汚水移送を開始  
・下水道の汚水を、春日部中継ポンプ場より近傍の水路・新方川を經由し、中川へ放流を開始

1月31日 : 放流の影響を軽減するため、企業局において希釈水を新方川上流水路に放流開始

2月 4日 : 14時から17時の時間帯で更なる使用の自粛を要請  
5日 県下水道局に電話相談窓口を設置

2月12日 : 12時から使用自粛の要請を解除

3月 3日 : 流域下水道中川幹線へバキューム車による汚水の移送及び春日部中継ポンプ場より新方川上流水路への下水放流を終了

## 4. 春日部市の対応

### (1) 市民への周知

埼玉県からの流域下水道の使用制限を受け、下記のとおり下水道の使用を極力控えていただくよう、市民へ呼びかけを実施

- ・ 防災無線                   :   3回／日
- ・ 市ホームページ         :   適宜更新
- ・ SNSの発信               :   LINE、X、安心安全メール
- ・ 広報車両（4台）         :   1回（1月28日夕刻 制限区域内）
- ・ 下水道使用制限のお願いを下水道大口使用事業所等へ送付（18事業所）
- ・ 市内公共施設、小中学校へ下水道の使用制限を周知
- ・ 下水道使用制限箇所（※2月5日に更新）を示した案内版を本庁舎及び第二庁舎入口に掲示
- ・ 市役所の館内放送による周知

### (2) 施設の点検

埼玉県春日部中継ポンプ場近くのマンホール内の汚水滞留状況を定期的に点検

点検内容：マンホールの滞留状況の水位観測

1月28日から1月31日まで         : 3回／日

2月 1日から3月 6日まで         : 2回／日

※事故翌日の1月29日夕方には、マンホール内の汚水の水位が上昇し、以降、新方川上流水路への緊急放流が終了となった直近3月1日まで汚水の滞留が継続したが、現在は平常通り流れている状況。

## 5. 緊急点検

国土交通省が要請している緊急点検については、市が管理する下水道施設は対象外であるが、市独自で下記対象施設の点検を実施

### (1) 対象施設

汚水管	①市が管理している1,000mm以上の管きよ	6箇所
	②県が管理している流域下水道に接続する管きよ	5箇所
雨水管	③市が管理している口径2,000mm以上の管きよ	6箇所

### (2) 調査方法 (実施日2月3日から2月5日の3日間)

目視による道路及び流れ状況調査 (陥没、クラック、たわみの有無など)

### (3) 調査結果

#### 汚水管

- ①管きよ延長 L=2.6km、マンホールの点検 23箇所 (内部を目視)
- ②管きよ延長 L=0.2km、マンホールの点検 6箇所 (内部を目視)

#### 雨水管

- ③管きよ延長 L=2.4km、マンホールの点検 13箇所 (管きよ内を目視)

※ ①~③の点検について、特に異常はありませんでした。